## 尾張旭市選挙管理委員会(令和5年第7回)会議録

1 開催日時

令和5年3月30日(木)

開会 午前10時

閉会 午前10時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 303会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭

4 欠席委員

加藤隆広

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太

7 議題

付議議案一覧のとおり

8 会議の要旨

## 書記長

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第7回選挙管理委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、本日は、加藤委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。

本日の議案は、愛知県議会議員一般選挙に係る選挙時登録 関係を含む4議案、市議選関係の2議案、計6議案でござい ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員長お願いします。

## 委員長

改めましておはようございます。

	(委員長あいさつ)
	それではまず、次第の2「会議録について」でございます。
	前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等
	はありますか。
委員	(なし)
7. F. F.	
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名した
	いと思います。
	それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。
	第42号議案「選挙人名簿の登録について」、第43号議案
	「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますの
	で、一括して事務局より説明お願いします。
事務局	第42号議案、第43号議案につきましては、それぞれ関連
	がございますので、あわせてご説明いたします。
	はじめに、第42号議案「選挙人名簿の登録について」でご
	ざいます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名
	簿の選挙時登録を行うものでございます。
	それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録
	は、令和5年3月30日を登録基準日及び登録日としまして、
	令和5年3月1日の定時登録以降の該当者について行うもの
	でございます。ただし、年齢要件に関する基準日は令和5年4
	月9日となっております。
	まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1
	項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する
	年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件とし
	て、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住
•	i

民基本台帳に記録されている者となっております。

よって、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成17年3月3日から平成17年4月10日までの出生者、住所要件が、令和4年12月2日から令和4年12月30日までの転入者ということになります。

次に第43号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同 法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者につ いて、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名 簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和5年3月1日の定時抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和5年3月1日から令和5年3月29日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和4年11月1日から令和4年11月29日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています(表を説明)。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第42号議案及び第43号議案の説明については以上でご ざいます。

それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回しし ますので、確認をお願いします。

## 委員長

では、第42号議案及び第43号議案について、何かご質問等はございませんか。

委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第42号議案及び第43号議案に賛成の方は挙手をお願い します。
委員	全員挙手(原案可決)
委員長	第42号議案及び第43号議案は可決されました。 続きまして、第44号議案及び第46号議案の「投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任について」は内容が重複し ますので、併せて事務局より説明願います。
事務局	第44号議案及び第46号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担任する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。 第44号議案が愛知県議会議員一般選挙、第46号議案が市議会議員一般選挙についての議案となります。 なお、投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長職員を充ててございます。 第44号議案、第46号議案の説明は、以上です。

委員長	では、第44号議案、第46号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第44号議案、第46号議案に賛成の方は挙手をお願いし ます。
委 員	全員挙手(原案可決)
委員長	第44号議案、第46号議案は可決されました。 続きまして、第45号議案及び第47号議案の「期日前投票 所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその 者が職務を行うべき日時について」は内容が重複しますので、 併せて事務局より説明願います。
事務局	第45号議案及び第47号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日時について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を選

	挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任すること
	になっておりますので、期日前投票所の投票管理者及びその職
	務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでござい
	ます。
	第45号議案が愛知県議会議員一般選挙、第47号議案が市
	議会議員一般選挙についての議案となります。
	なお、投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職
	務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。
	第45号議案、第47号議案の説明は以上でございます。
委員長	│ では、第45号議案、第47号議案について、何かご質問等
	はございませんか。
委員	(なし)
y A	
<b>未</b> 昌 巨	ブ 毎 明 笙 が わ い と ら で 才 の で 「 坂 ユ む 取 り た い と 田 い ま オ
委員長 	□ ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 ■ 第45号議案、第47号議案に賛成の方は挙手をお願いしま
	す。
<u></u>	人是光式 (医安司油)
<b>季</b> 員	全員挙手(原案可決)
<b>4</b> P E	
委員長 	第45号議案、第47号議案は可決されました。
	本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かあります
	$\mathcal{D}_{\bullet}$

事務局	報告事項
	○ 投票済証について
	○ 市議会議員一般選挙の事前審査状況について
	○ 次回以降の日程確認
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきま
	す。